

平成 26 年 3 月 31 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚木市個人情報保護審査会
会 長 玉 巻 弘 光

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務に係る
個人情報の本人外収集、目的外提供等及び本人通知の省略につい
て（答申）

平成 26 年 3 月 14 日付けで意見を求められた、標記事務における厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 9 条第 3 項第 6 号の規定に基づく本人外収集及び同条第 5 項の規定に基づく本人通知の省略並びに第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく目的外提供等及び同条第 2 項の規定に基づく本人通知の省略については、3 月 17 日開催の審査会での審議の結果、次の点に留意することを前提として、条例に照らし適当なものと認めましたので答申します。

- 1 取り扱う個人情報は、所得情報が反映された情報であることから、情報の漏えい等の防止について十分留意すること。
- 2 特に、施設入所児童等及びDV被害等に係る個人情報の取扱いについて、他自治体間との連絡調整に当たっては、情報の流出、濫用及び他の用途に使用されることがないように十分留意すること。